

群馬県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例

平成19年3月27日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、事故のやんだときから1箇月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により6月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載し、かつ、財政事情を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の状況
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (4) その他広域連合長において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を記載するものとする。

3 広域連合長は、必要に応じ、財政状況の記載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付表として添付することができる。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。